

27 つくば介保第 27803 号

平成 28 年 3 月 23 日

市内各居宅介護支援事業所 管理者 様
市内各介護予防支援事業所 管理者 様
市内各小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 様
市内各看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 様
市内各福祉用具貸与事業所 管理者 様

つくば市長 市 原 健 一
(公 印 省 略)

介護保険福祉用具貸与の取扱いについて

日頃からつくば市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険における福祉用具貸与につきまして、次の品目等について以下のように取扱うことといたしましたので、御確認をお願いいたします。

1 医療関係の品目について

車いす付属品及び特殊寝台付属品（以下、付属品）のうち、医療関係の品目である酸素ボンベ架及び点滴ポールにつきましては、原則として給付対象とはなりません。ただし、その利用が治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するものであれば、例外的に給付対象となることがあります。

- 例 ・独居で日常的に車いすで外出の機会があるが、在宅酸素利用のため酸素ボンベ架がなければ外出不可
・胃ろうのため、点滴ポールがなければ栄養注入不可 等

2 給付対象外品目について

以下の2つの品目は給付対象外となりますので、御確認の上、御対応をお願いいたします。平成 28 年 6 月サービス分以降にも継続して請求があった場合には

返還対象となりますので、取扱いには十分に御注意ください。

(1) 貸与対象手すりに接続するおもり

(2) 貸与対象突張り型手すりの床や天井の接面部に接続するストッパー

理由：介護保険福祉用具貸与として該当する種目がないため

介護保険における福祉用具は、要介護（支援）者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるためのものです。福祉用具貸与は他の介護サービス同様、適切なケアマネジメントのもと利用するサービスであり、それは付属品についても同様です。

福祉用具は、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあることから、介護支援専門員は、検討の過程を別途記録する必要があります（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」）。また、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する必要があります（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」）。

利用について特段の必要性が見出せない場合には、給付費の返還となる可能性がありますので、今一度御確認をお願いいたします。福祉用具の選定に迷う場合には、平成 16 年 6 月 17 日老振発第 0617001 号厚生労働省老健局振興課長通知「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」に判断基準の目安が記載してありますので、御参照ください。

お問合せ

つくば市保健医療部介護保険課 保険給付係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

029-883-1111（代表） 内線 1250, 1251